○上尾伊奈資源循環組合意見公募手続実施要綱

令和５年１１月１７日管理者決裁

上尾伊奈資源循環組合意見公募手続実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住民等の生活又は事業に重大な影響を及ぼす施策等の立案について、住民等の誰もが意見を述べることができる機会を保障することにより、公正で民主的な透明性の高い組合行政を推進することを目的とする。

２　この要綱に基づき行う意見公募手続は、組合の施策等の立案に対する住民の賛否を問うために行うものではない。

（定義等）

第２条　この要綱において「意見公募手続」とは、組合の施策等の立案の過程において、実施機関がその立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された住民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。

２　この要綱において「住民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　上尾市内又は伊奈町内に住所を有する者

(2)　上尾市内又は伊奈町内に事務所又は事業所を有するもの

(3)　上尾市内又は伊奈町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4)　上尾市内又は伊奈町内の学校に在学する者

(5)　上尾市内又は伊奈町内に固定資産を有するもの

(6)　意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

３　この要綱において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

（対象）

第３条　意見公募手続の対象は、次に掲げる施策等とする。

(1)　組合行政の各分野における基本的な構想、計画等の策定又は改定

(2)　住民等に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(3)　その他広く住民等の生活又は事業に重大な影響を及ぼすなど実施機関が特に必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続の対象としない。

(1)　施策等の立案が迅速性又は緊急性を要する場合

(2)　基本的な構想、計画等又は条例の改定で内容が軽微な場合

(3)　施策等の立案に関して組合の裁量の余地が少ない場合

(4)　法令に意見聴取等の手続が定められている場合

（施策案の公表）

第４条　実施機関は、意見公募手続の対象となる施策等を立案しようとするときは、適切な時期に当該施策等の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる関係資料をあわせて公表するよう努めるものとする。

(1)　施策案を作成した趣旨、目的及び背景

(2)　施策案を立案するに当たって整理した考え方及び論点

(3)　前２号に掲げるもののほか、住民が施策案を理解するために必要な資料

（施策案の公表方法）

第５条　実施機関は、施策案その他関係資料を組合の事務所に備え付けるとともに、組合のホームページに掲載するものとする。

２　実施機関は、前項に定めるもののほか、施策案その他関係資料を上尾市及び伊奈町の関係部署等に備え付けるよう努めるものとする。

（意見の提出）

第６条　実施機関は、住民からの意見の提出の利便を図るため、意見の提出期間及び提出方法を、施策案を公表する際に明示するものとする。

２　実施機関は、前項に定めるもののほか、意見の提出期間及び提出方法を上尾市及び伊奈町の広報紙に掲載し、住民への周知に努めるものとする。

３　意見の提出期間は、住民が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として１か月以上とするよう努めるものとする。

４　意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。

５　住民が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地及び連絡先、名称並びに代表者の氏名）を記載するものとする。

（意見の処理）

第７条　実施機関は、住民から提出された意見を十分に検討の上、施策等の

立案の意思決定を行うものとする。

２　実施機関は、住民から提出された意見の概要及びそれに対する組合の考え方を公表するものとし、提出された意見を検討した結果、施策案を修正した場合は、併せて修正した内容及びその理由を公表するものとする。

３　第５条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

４　前項において準用する第５条の規定により、住民から提出された意見の概要及びそれに対する組合の考え方に関する資料を同条第１項及び第２項に規定する場所に備え付ける場合の当該備え付ける期間は、１か月とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。